

令和 8 年度
水素利活用促進支援業務

プロポーザル実施要領

令和 8 年 7 月

岩手県

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 8 年度水素利活用促進支援業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により受託候補者を選定し、「資料 2 業務仕様書」に掲げる業務について、県と受託候補者が協議の上、契約を締結するものであること。

2 本業務の概要

- (1) 業務名
令和 8 年度水素利活用促進支援業務
- (2) 業務内容
「資料 2 業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 23 日(火)まで
- (4) 予算額（委託料の上限額）
4,889,000 円以内（税込）

3 参加者の資格要件等

参加者は、以下に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

【参加資格要件】

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 過去 3 年間に於いて、国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を、元請として受注した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申

立てをなされていない者であること。

- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお県は、事業者の役員等が暴力団員等であるかどうかを、警察本部に照会する場合があること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に規定する期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (10) 単独提案した参加者は、他の共同提案の構成員となることはできないこと。

4 担当部署

岩手県環境生活部環境生活企画室（岩手県庁11階）

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

【担当】グリーン社会推進担当

電話：019-629-5265 FAX：019-629-5334

電子メールアドレス：AC0001@pref.iwate.jp

5 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

(1) 実施要領等の交付

プロポーザルに関する以下の実施要領等について、県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）＞「県政情報」
＞「入札・コンペ・公募情報」＞「コンペ」＞「コンペ参加者募集情報」

【交付資料】

- 資料1 プロポーザル実施要領（本書）
- 資料2 業務仕様書
- 資料3 業務提案書作成要領
- 資料4 プロポーザル審査要領

(2) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等交付資料に関する質問については、下記により受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和8年7月29日(水) 午後5時まで[必着]

イ 提出先 「4 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法 「【様式１－１】プロポーザル実施要領等に関する質問票」に質問内容を簡潔に記入のうえ、原則電子メール又はFAXにより提出するものとする。

エ 回答方法 受け付けた質問については、令和８年８月４日(火)までに、電子メールにて質問者あて回答するとともに、質問事項と回答事項を取りまとめ岩手県公式ホームページに掲載する。

(３) 参加資格の確認

参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を「４ 担当部署」に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和８年８月７日(金) 午後５時まで[必着]

イ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出書類

- ・【様式１－２】プロポーザル参加資格確認申請書
- ・【様式１－３】会社概要及び過去３年間の主な受注等実績
 - ※ 様式１－３の項目が網羅されていれば、既存パンフレット等でも可
 - ※ 様式１－３は、共同提案の場合、代表者以外の構成員についてもそれぞれ提出すること。

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和８年８月１８日（火）までに文書により通知する。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とすることがある。
- ・ 参加者は、下記「６ 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(４) 参加資格が認められなかった者に対する説明

確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和８年８月２０日(木) 午後５時まで[必着]

イ 提出先及び提出方法

「４ 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。

ウ 回答

県は、説明を求められたときは、令和８年８月２４日(月)までに、説明を求めた者に対し、文書によりその理由を回答する。

(５) 業務提案書等の提出

参加者は、「資料３ 業務提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた業務提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出期限

令和 8 年 8 月 25 日(火) 午後 5 時まで[必着]

イ 提出書類

「資料 3 業務提案書作成要領」に掲げる書類

ウ 提出部数

5 部（正本 1 部、副本 4 部）

エ 提出先及び提出方法

- ・ 「4 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、封筒の表に「プロポーザル業務提案書 在中」の旨を朱書きし、配達証明付書留郵便にて、アの日時までに必着のこと。

オ 留意事項

- ・ 参加者 1 者につき 1 提案とし、複数提案を認めない。
- ・ 業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

(6) 業務提案の無効

5（3）による参加資格の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 2（4）の予算額（委託料の上限額）を超えた提案

オ その他企画競争に関する条件に違反した提案

(7) プロポーザルへの不参加

ア 5（3）による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、「6 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルに参加しない場合は、プロポーザル実施日の前日までに、「様式 1－4 プロポーザル参加辞退届」を、上記「4 担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

6 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の業務提案の審査は、「資料 4 プロポーザル審査要領」に基づき、選定委員会において行う。

なお、2（4）の予算額（委託料の上限額）を超えた業務提案は、5（6）エにより無効となることから、審査の対象とはしないものとする。

(2) 選定委員会（ヒアリング）の開催

ア 開催日

令和8年9月上旬予定

イ 場 所

盛岡市内

※ 開催日時や場所等の詳細については、参加者宛て別途連絡する。

ウ 開催方法等

- 審査は、参加者から提出された業務提案書及び参加者による選定委員会でのヒアリングに基づいて実施する。
- 参加者が5者を超える場合は、業務提案書の書面審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により選定委員会による審査を行う。なお、参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わない。
- ヒアリングの順番は、原則として上記5（3）による参加資格確認申請書類の提出があった順とする。
- ヒアリングの実施に当たり、業務提案書以外の追加資料等の配信は認めない。
- ヒアリング時間は、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）程度とする。
ただし、都合により1者当たりのヒアリング時間を変更する場合がある。

(3) 受託候補者の決定

- ア 県は、選定委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送等により通知する。
- ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、受託候補者と県が協議のうえ決定する。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を県ホームページ上で公表する。

8 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。

- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 提出書類の取扱い
- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- イ 提出書類は返却しないものとする。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。
- (2) プロポーザル参加に要する経費について
- プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (3) その他
- ア プロポーザル参加申込書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、岩手県一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

〔参考〕スケジュール（予定）

ア プロポーザル実施要領等の公表	7月21日(火)
イ 質問票の提出期限	7月29日(水) 午後5時まで
ウ 質問に対する回答期限	8月4日(火)
エ 参加資格確認申請書類提出期限	8月7日(金) 午後5時まで
オ 参加資格確認結果通知期限	8月18日(火)
カ 業務提案書提出期限	8月25日(火) 午後5時まで
キ 選定委員会（ヒアリング）	9月上旬〔予定〕
ク 受託候補者の決定	9月中旬〔予定〕
ケ 委託契約締結	9月下旬〔予定〕